

国立大学法人岡山大学役員評価実施要項

〔平成19年 2月 1日
学 長 裁 定〕
平成20年6月2日改正
平成22年2月1日改正
平成23年2月1日改正

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人岡山大学の役員（非常勤の者を除く。以下同じ。）の退職手当等に係る業績を測る指標とするため、各役員の設定した目標の達成状況及び業務の執行状況の評価について、必要な事項を定めるものとする。

(目標の設定等)

第2条 役員は、年度当初に、中期計画及び年度計画に即した目標を5項目程度設定するものとする。

2 役員が年度中途に就任した場合、年度中途で退職した役員が退職の日若しくはその翌日において役職を異にする役員に任命された場合、又は年度中途で理事の担当が異なることとなった場合は、当該年度は目標の設定は行わない。

3 役員は、目標の達成状況に関する報告を行うものとする。

(評価)

第3条 目標の達成状況及び業務の執行状況に関する評価は、学長・監事については、国立大学法人岡山大学経営協議会規則（平成16年岡大規則第5号）第2条第1項第3号に規定する学外委員が年度末までに行い、理事については、学長が年度末までに行う。

2 役員が年度中途に退職した場合、年度中途で退職した役員が退職の日若しくはその翌日において役職を異にする役員に任命された場合、又は年度中途で理事の担当が異なることとなった場合は、前項の評価（年度中途で理事の担当が異なることとなった場合の業務の執行状況に関する評価を除く。）は行わない。

(その他)

第4条 目標の設定、達成状況の報告及びこれらに対する評価は別紙1により、業務の執行状況に関する評価は別紙2により行う。

附 則

1 この要項は、平成19年2月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、この規則の施行日から平成19年3月31日までの間に退職する者については、平成18年度に係る業務の執行状況に関する評価を行うものとする。

附 則

この要項は、平成20年6月2日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年2月1日から施行する。